
霞台厚生施設組合新広域ごみ処理施設整備・運営事業
対 面 的 対 話 議 事 録

平成29年4月25日

霞台厚生施設組合

ア 事業者からの確認事項(No.1～8)

1 入札説明書に対する確認事項

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
1	45	別紙7	2	-	確認方法	様式16-4-1号(別紙1)の記載方法について実施計画書には発注先・発注内容・発注金額等を記載するようになっておりますが、一つの発注内容で複数の見積取得業者がある場合は複数名を記載してもよろしいでしょうか。	様式16号-4-1(別紙1)は、発注内容毎の記載を想定していますが、複数業者を記載しても構いません。
2	45	別紙7	2	-	確認方法	発注金額については地域貢献に係わる総発注金額を記載することでよろしいでしょうか。	実施計画書、実施報告書に記載する発注金額は、発注する地元企業毎に発注金額を記載する必要があります。 様式16号-4-1(別紙1)には、発注内容(〇〇工事、△△工事等)毎の発注金額を記載してください。
3	47	別紙7	3	ウ	事後確認(最終)	適正評価に基づいた発注作業により結果として発注先の変更や発注金額の増減があった場合、3ウ「地域貢献に係る金額と実際の金額との差額の50%に相当する額を本組合に支払うものとする」についての「金額」とは、総発注金額による比較と考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

2 要求水準書に対する確認事項

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
1	8	第2章	1(1)	イ(イ)	図1-1 ごみ焼却施設の処理フロー	見積段階では、焼却灰から金属類を分離する処理フローでしたが、要求水準書においては金属を選別する過程が削除されています。最終処分量の削減と資源化量の増加を目指すには、主灰から鉄分を除くべきと考えますが、削除されたのはどのような経緯でしょうか。	現状では、金属類の選別を行わずに外部資源化しています。そのため、焼却灰中の鉄類は選別しない方針とします。
2	14	第2章	1(1)	エ(キ)	調整池の基本設計、実施設計	調整池設計における流量計算の結果をご提示願います。	要求水準書添付資料に追加します。
3	15	第2章	1(2)	カ(7)	電気	接続検討結果を4月中旬に提示するとありますが、具体的期日をご教示願います。	現在、東電に対し速やかに結果回答提出する旨要請をしています。この結果を踏まえ提示する予定です。
4	25	第2章	1(4)	キ	計画ごみ質	より良い提案の資料とするため、既存施設の粗大ごみ処理施設の処理フローと、不燃残渣の成分（可燃分の比率等）が分かる資料をご提示頂きたいをお願いします。	霞台厚生施設組合の粗大ごみ処理施設の処理フローを要求水準書添付資料に追加します。なお、茨城美野里環境組合及び新治地方広域事務組合の処理フローもほぼ同様の処理フローになっています。不燃残渣の成分（可燃分の比率等）については、要求水準書P25表1-17破碎対象物（燃えないごみ及び粗大ごみ）の組成をご参照ください。要求水準書にて提示した以上の資料は把握していません。
5	32	第2章	1(6)	キ	工事	本事業の工事期間中のヤード（駐車場、現場事務所、職方休憩所等）として、敷地外の土地を借用したいと考えますが、周辺に公用地がありますでしょうか。また、ある場合は借用可能でしょうか。無い場合、近隣土地所有者の地主様と交渉するにあたり、何か特有の制約条件などありますでしょうか。	組合近隣に公有地はありません。私有地については組合では把握できません。
6	32	第2章	1(6)	ク	安全衛生管理	市道改良工事の影響で工事車両用入口が使えない場合、現状の施設の入口等を利用してよろしいでしょうか。	市道改良工事の詳細が確定していないため、現時点で明確な回答はできません。ただし、現状の施設の入口を利用する場合は、既存施設の運営に極力支障を生じないようにすることを前提に協議を行います。

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
7	33	第2章	1(6)	シ	試運転	見積調査時の平成28年10月7日付の質問回答では支障となる基礎杭のみ撤去となっておりますが、第1回質問回答、要求水準書に対する質問No.8では基礎杭・間知ブロック全て撤去とご回答いただいています。また、見積調査時より土壌汚染対策工事が追加されており建設工事期間が非常に厳しいものとなっております。 この対応として「試運転期間は、(中略)ごみ焼却施設で原則180日程度」とありますが、同規模焼却施設の実績において試運転期間を短縮することができます。建設工事期間を確保するために試運転期間は事業者にて設定させていただきますようお願いいたします。	試運転期間は、150日以上とします。
8	36	第2章	3(8)	-	現場管理	本工事は非常にタイトなスケジュールが予想されますが、震災復興特別交付税の適用もあり平成32年度末の工事完了は必須となります。この工期を遵守する為、一部工種においては昼夜交代勤務も検討しております。貴組合様との事前協議等のルールを前提として、一部工種における交代勤務をご承認頂けるものと考えてよろしいでしょうか。 また、休日や祝日の出勤を必要とする場合に、作業時間を制限すべき地元住民様との協定やその他取り決め等があればご教示願います。	交代勤務については、騒音、振動、光害(近隣牛舎)に影響を与えない工種であることを条件に協議を行います。ただし、近隣住民、近接耕作者及び牛舎所有者等との協議を現時点で行っていないことから、交代勤務が認められるかどうかは未確定です。なお、現時点で近隣住民等との協定、取り決めはありません。
9	48	第2章	2(1)	ア	本施設の配置・動線	一般持ち込み以外(プラットホーム搬入車)の混載車両は考慮する必要がありますでしょうか。	要求水準書添付資料5に記載のとおりです。
10	48	第2章	2(1)	イ	計量検収	組合から各市町に負担金を請求する時期は、毎月でしょうか。 ごみ搬入量、ごみ搬出量のどちらで把握しておく必要がありますか。	負担金を求める上では、ごみ量等の集計は、年度毎に、ごみ搬入量ベースで集計して下さい。 ごみ量の集計結果の主な利用時期は次のとおりです。 ①翌々年度の予算計上に活用します。 ②国の一般廃棄物処理実態調査のため5月あるいは6月までに前年度の実績が必要になります。
11	48	第2章	2(1)	イ(ウ)	計量検収	計量検収に際しては、搬入段階の計量において、ごみ種のすべてにおいて、重量把握が必要でしょうか。	現状では、持ち込み時に最も重量の多いと思われるごみ種別にて計量データを把握しています。 本事業における住民による混載持ち込み時の計量方法については、持込者毎にごみ種別毎の計量ができることを前提に、以下に示す順番の優先順位を勘案し、提案してください。 ①住民の安全性 ②住民サービスの向上(手続き、動線の簡素化)

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
12	48	第2章	2(1)	イ(ウ)	計量検収	<p>「(ウ)持込申込みのための駐車スペースは・・・(中略)」とありますが、申込み要領について組合様のお考えがあればご教示願います。</p>	<p>直接搬入の受付・申込では、市町名とごみ種別が把握できることを前提に、申込、受付方法、受付場所を提案してください。現状は計量機にてヒアリング(文書等はなし)により、把握しています。</p> <p>関連して、要求水準書の以下の項目は削除します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・P48 「2(1)ア(ウ) 直接搬入車(一般家庭からの少量持込車)は、収集車とは別の場所(持込用受入場所)で荷下ろしを行うことで安全性を確保する。なお、ごみの種類毎の搬入量が把握できるよう計画すること。」 ・P48 「2(1)イ(ウ) 持込申込みのための駐車スペースは、計量を必要とする車両と必要としない車両のそれぞれが安全に走行できるように配置に配慮するとともに、十分な広さを確保する。」 ・P150 「6(2)ク(ウ) b プラットホームへの進入口にはシャッターを設ける。」 ・P151 「6(2)ク(コ) b プラットホームへの進入口にはシャッターを設ける。」 <p>また、「入札説明書等に関する質問への回答(第1回)2.要求水準書に対する質問No.36」の項目を削除します。</p>
13	48	第2章	2(1)	イ(ウ)	計量検収	<p>持込み申込みスペースのための駐車スペースとして、一般車来場者用駐車場の一部を活用する提案は認められますでしょうか。</p>	<p>No.12の回答をご参照ください。</p>
14	64	第2章	3(4)	ア(ア)e	特記事項	<p>落札者決定基準において「実績に基づく信頼性の高い処理システム」が審査の視点になっているため、実績の少ない蒸気条件(4MPa、400℃を超える提案)は評価されないと考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>要求水準書P64の廃熱ボイラ本体の特記事項(a)のとおりです。「(a)蒸気条件は、常用圧力4.0MPa以上、温度400℃以上(いずれも過熱器出口)を標準とし、発電効率、経済性を総合的に勘案して設定する。」評価に関しての回答は、できません。落札者決定基準に従って評価を行います。</p>
15	150	第2章	6(2)	ク(ウ)	-	<p>持込み用受け入れ場所は、一般持込車の安全確保を目的として、動線および荷卸し場所をごみ収集車から隔離するために、プラットホームの外に設けなければならない、との理解でよろしいでしょうか。</p> <p>また、プラットホームへの進入口にシャッターを設けるとありますが、これは、仮置きした一般持込みごみを、まとめてプラットホームへ運搬するためのものであって、一般持込車のためのものではない、との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>No.12の回答をご参照ください。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
16	153	第2章	6(3)	ア(7)	敷地造成工事	<p>本体工事の確認申請は、造成工事が完了していても進められると理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>確認申請については、事前に県に確認し、以下の回答を得ています。</p> <p>敷地造成工事における工作物（確認申請が必要な高さ2mを超える擁壁）を先行して施工する場合、建築確認申請の手続きは、建築物と工作物の2件となりますが、建築物の申請は、先に提出した工作物の検査済証交付前でも可能となります。なお、建築物及び工作物の確認申請は同時でも可能ですが、工作物の確認済証交付後でなければ、建築物の確認済証は交付できません。また、指定確認検査機関へ建築確認申請の提出を予定されている場合は、念のためその機関への確認は必要です。</p> <p>よって、造成工事完了前に建築確認申請の手続きを進めることは可能です。</p>
17	155 及び添付資料2	第2章	6(3)	エ	市道改良工事範囲の粗造成工事	<p>①現市道に沿ってある電柱は活線状態にあると思われるため今回工事の撤去範囲外と考えてよろしいでしょうか。</p> <p>②既設煙突の基礎は、粗造成には影響ないと理解してよろしいでしょうか。干渉が生じた場合の措置についてご教示願います。</p> <p>③工作物の撤去とありますが、既存施設エリア部分のフェンス、マンホール、アスファルト、フェンス、防犯カメラなどの設備の取り扱いについてご教示願います。（撤去した場合、既存施設の設備運営や防犯に支障をきたすことを懸念しています。）</p>	<p>①インフラ（上下水、電気）は市道改良工事所掌となります。上下水道については、現道に埋設しているルートをそのまま活用する予定となっています。電柱及び電線（東電、NTT）の移設は、市道改良工事所掌となります。工事の連携については、市道改良工事の受注者との協議となります。</p> <p>②要求水準書添付資料2配置条件図に示すとおり、現状の煙突位置部分では道路高さがほぼ同じ高さとなるように計画しています。よって、粗造成工事には影響しないと考えています。煙突基礎図を要求水準書添付資料に追加します。</p> <p>③既存施設の運営に支障がないよう必要に応じて仮設を行ってください。詳細な工事範囲の設定については、組合及び市道改良工事の受注者との協議により調整します。なお、仮設等に必要な費用は、建設工事費に見込んでください。</p>
18	添付資料2	-	-	-	-	<p>今回新設のごみ処理施設へのアプローチは既存施設エリアの出入口から既存ストックヤード棟を回るルートとなっており、その範囲は対面通行となります。この範囲を含めて対面通行となる部分の車道中央線（黄色線）は必要ないでしょうか。既存施設エリアは改変不可となっていますが、安全上のため車道中央線と方向別矢印を引くことを提案に含めてもよろしいでしょうか。</p>	<p>既存施設エリア内の搬入道路工事（舗装、サイン）については、本工事範囲で工事を行ってください。なお、表層より下は改変しないで下さい。</p>

No.	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
19	添付資料 2	-	-	-	-	<p>本工事にて解体撤去を行う既存屋外ヤードについて、既存図面をご提示して頂くのは可能でしょうか。また、工事期間中に事業者が確保する仮設の屋外ヤードの構造仕様の指定はありますか。</p>	<p>既存屋外ヤードの図面を要求水準書添付資料に追加します。屋外ストックヤードは、7区画あり、メインのストックヤード内に保管しきれない、陶器、ガラス、スプレー缶、不燃性粗大ごみ等の取扱量の少ないイレギュラーなごみ等の保管場所として活用しています。また、運び込み等の方法は、メインのほうから委託事業者が適宜移動するほか、家庭系委託事業者が、陶器やガラスなどの回収物を直接搬入（5日/月程度）しています。なお、保管物は、堆積状況を見ながら、事業者にて処分を委託（ごみ種別に概ね1, 2カ月に1回程度）しています。車両は4tパッカー車から10t車がヤードにて搬入搬出作業を行います。</p>
20	添付資料 2	-	-	-	-	<p>添付資料 2 の図中に屋外開閉所の記載がありますが、屋外開閉所の必要スペースは、接続検討結果にもとづいて事業者にて計画、決定してよろしいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。なお、特別高圧受電（架空）を前提として計画してください。</p>
21	添付資料 22 7ページ	4.1	-	-	-	<p>基準不適合土壌の手続きの流れが記載されており、これによると、⑥建設事業者が工事写真、工事報告書を県に提出、とありますが、この段階で一旦もとの地盤レベルまで埋め戻す必要がありますでしょうか。現場工事は、その後引き続き既設杭の撤去工事や土地造成工事が予定されており、不適土壌撤去後の埋戻しは次工程に応じて実施したいと考えます。また、基準不適合区画以外のエリアの工事は、本手続きと並行して進めてもよろしいでしょうか。</p>	<p>埋め戻す必要はありません。不適合区画以外のエリアの工事は、お見込みのとおりです。</p>

3 落札者決定基準に対する確認事項

質問なし

4 様式集に対する質問

No.	様式	大項目	中項目	小項目	カナ等	項目名	確認事項	回答
1	第15号-2-1	-	-	-	-	別紙1	様式15号-2-1（別紙1）に自然エネルギーによる発電を追加してよろしいでしょうか。	条件統一のため、太陽光、風力等の自然エネルギーを活用した発電量については、様式第15号-2-1には盛り込まないでください。ただし、消費電力の削減として、平均負荷率に算入することを妨げるものではありません。
2	第15号-2-1	-	② ③	-	-	別紙1 別紙2	第1回質問回答、様式集に対する質問No. 11に対するご回答について 焼却炉に投入されるごみ質は、一律ごみ質①～⑦であるものとして、発電量、消費電力量を算出すればよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。条件統一のため、様式集第15号-2-1（別紙1、2）に示すとおり、破碎可燃物のごみ質を見込まない低位発熱量としてください。
3	第15号-3-5	-	-	-	-	処理システムの信頼性	「処理システムの信頼性」にはリサイクルセンターの信頼性も含むべきかと考えますが、リサイクルセンターの建設実績も評価の対象となりますでしょうか。また、本項目の評価の視点は定量評価でしょうか。定量評価の場合、評価基準および得点算定方法をご教示ください。	様式第15号-3-5は様式に記載のとおり「ごみ焼却施設の建設実績」を記載してください。 なお、評価については、落札者決定基準に従い、評価を行います。（評価の詳細については、回答できません。）
4	第16号-4-1	-	-	-	-	地元企業の活用と地元雇用	別紙1に発注金額を記入することになっておりますが、評価の視点は定量評価でしょうか。定量評価の場合、評価基準および得点算定方法をご教示ください。	評価については、落札者決定基準に従い、評価を行います。（評価の詳細については、回答できません。）

5 基本協定書(案)に対する確認事項

質問なし

6 基本契約書(案)に対する確認事項

質問なし

7 建設工事請負契約書(案)に対する確認事項

質問なし

8 運営業務委託契約書(案)に対する確認事項

質問なし

イ 組合からの確認及び要望事項

No.	書類名	頁	大項目	中項目	小項目	項目名	確認事項	回答
—	要求水準書 要求水準書添付資料22	155	第2章	6	(3)ウ	土壌汚染対策工事	(組合確認事項) 土壌汚染対策工事については、周辺住民に対する安心感の確保の観点から、契約締結後、早期の撤去を要望します。工事工程上、本体工事とは別に早期に対策工事を行うことは可能でしょうか。	契約後、速やかに（平成29年度内）土壌汚染対策工事を行う予定としています。
—	要求水準書	35	第2章	1	(6)タ	工事積算内訳書	(組合要望事項) 起債申請の関係から、契約後早々に交付金対象外の内訳等について、協議・対応を行ってほしい。	了承。
—	入札説明書	10	第3章	4	(2) (3) (4)	参加資格の確認	(組合要望事項) 入札説明書P10の記載事項については、十分に留意をお願いしたい。	了承。